

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年1月9日

**【発行者名】** みずほ投信投資顧問株式会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 中村英剛

**【本店の所在の場所】** 東京都港区三田三丁目5番27号

**【事務連絡者氏名】** 商品開発部長 三木谷正直  
連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号

**【電話番号】** 03-5232-7700

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 国内金先物価格連動型上場投信券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 上限3,000億円券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年10月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、反対受益者の受益権買取請求制度の見直しに関して訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2 【訂正の内容】

### 第二部 【ファンド情報】

#### 第2 【管理及び運営】

##### 3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。

##### (5) その他

< 訂正前 >

～ （略）

書面決議

1. ～ 4. （略）

5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記1.の通知書面に付記します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、平成26年12月1日より適用となる下記の内容の約款変更を行う予定です。

・書面決議を要する投資信託の併合手続きの見直し

投資信託の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する併合については、重大な約款の変更等に含まないものとし、書面決議の手続きを要しないことに変更となります。

・書面決議における受益者数要件の撤廃

書面決議について、受益者数要件（議決権を行使することができる受益者の半数以上の多数）が撤廃されます。

・反対受益者の受益権買取請求制度の見直し

繰上償還および重大な約款の変更等に反対した受益者の受益権買取請求権について、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託（受益者が受益権について元本の全部または一部の解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる投資信託）には適用されません。しかしながら、当ファンドは、販売会社が委託会社の承認を得て解約単位をそれぞれ定めていることから、受益者が解約の実行の請求を行っても受けられない受益権が生じる可能性があります。よって、解約単位に制限が設けられている場合には、従前どおり（適用）となる予定です。

～ （略）

< 訂正後 >

～ （略）

書面決議

1.～4.（略）

5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記1.の通知書面に付記します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、平成26年12月1日より適用となる下記の内容の約款変更を行う予定です。

・ 書面決議を要する投資信託の併合手続きの見直し

投資信託の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する併合については、重大な約款の変更等に含まないものとし、書面決議の手続きを要しないことに変更となります。

・ 書面決議における受益者数要件の撤廃

書面決議について、受益者数要件（議決権を行使することができる受益者の半数以上の多数）が撤廃されます。

～（略）